

投資家の皆様へ

2010年1月4日

ジェービック証券株式会社

特定投資家制度の期限日のお知らせ

当社では、特定投資家制度の期限日を毎年9月30日とさせていただきます。

「特定投資家制度について」

特定投資家制度とは、金融商品取引法（2007年9月30日施行）に従い、お客さまを「特定投資家」（一定の要件を備えたお客さま）と「特定投資家以外の顧客」（一般投資家）に区分し、特定投資家に区分されたお客さまとのお取引に関しては、一定の行為規制が金融商品取引業者に課されないという制度です。

「期限日について」

特定投資家制度では、一定要件の下、契約の種類ごとに、特定投資家のお客さまが一般投資家に移行したり、一般投資家のお客さまが特定投資家に移行することが認められています。

ただし、法令上、移行により特定投資家あるいは一般投資家として取り扱われる期間には期限が設けられており、その期限の末日（期限日といいます）は、特定投資家から一般投資家への移行および一般投資家から特定投資家への移行を承諾した日から起算して1年以内で、各証券会社が任意に定めることが認められています。

当社では、特定投資家から一般投資家への移行の期限日および一般投資家から特定投資家への移行の期限日をいずれも毎年9月30日とさせていただきます。

以 上